

サービスの質の向上に向けて

宮 城 県
福祉サービス第三者評価の
ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課
(平成 28 年 11 月版)

1 福祉サービス第三者評価とは？

（１）福祉サービス第三者評価の定義

福祉サービス第三者評価とは、事業者の実施するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する取組です。

（２）福祉サービス第三者評価の目的

①サービスの質の向上

- ・個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。

②利用者への情報提供

- ・福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第78条第1項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。評価を受けることは任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成24年度から、3年に1回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

■社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が策定した「評価基準」及び「評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児施設版」「特別養護老人ホーム版」「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」「高齢者通所介護版」「高齢者訪問介護版」を定めています。

（1）共通評価

共通評価では、組織運営や人材育成、改善課題への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供の体制の整備状況等について評価します。

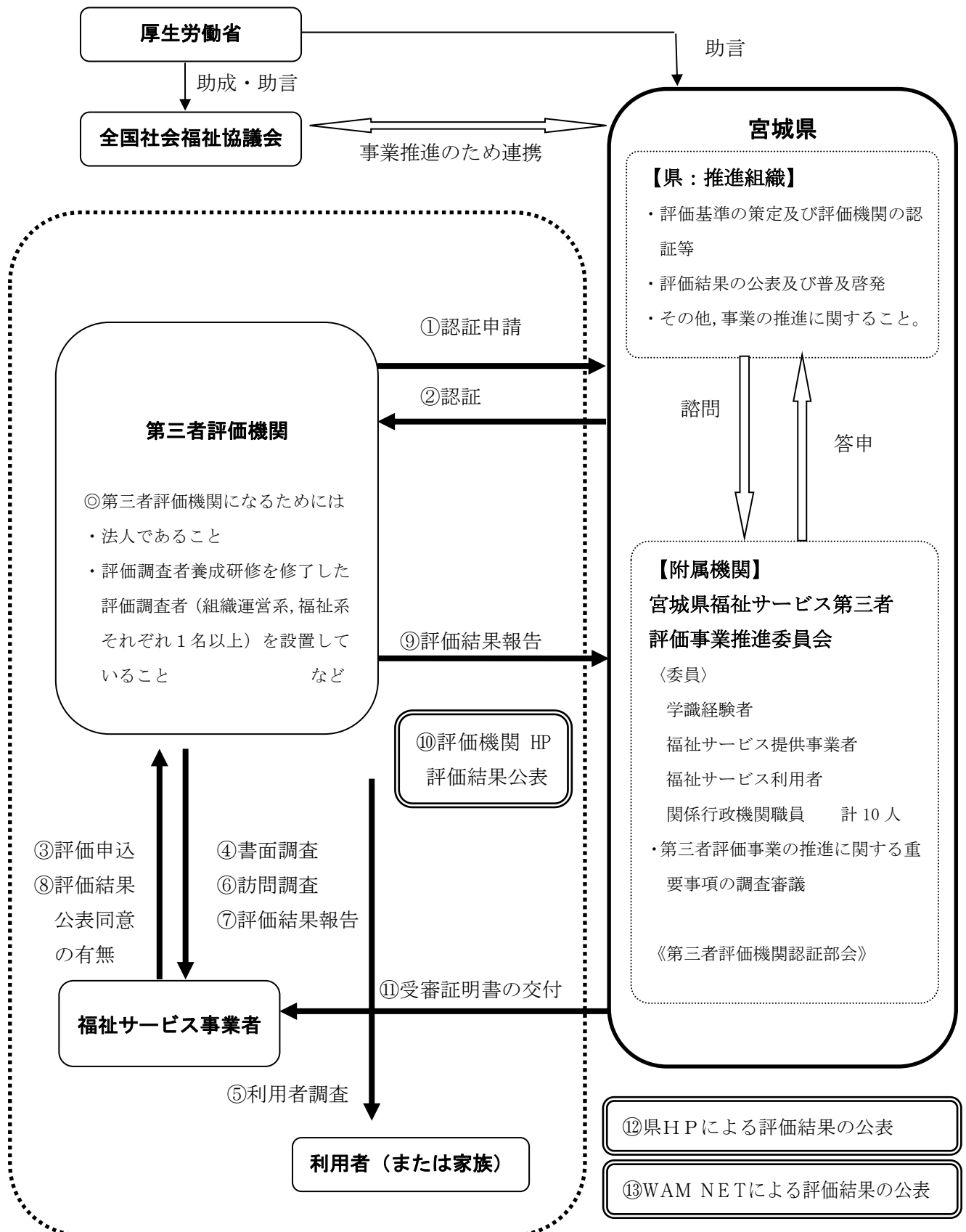
評価対象	評価分類
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 計画の策定
	3 管理者の責任とリーダーシップ
II 組織の運営管理	1 経営状況の把握
	2 人材の確保・養成
	3 安全管理
	4 地域との交流と連携
III 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 サービスの質の確保
	3 サービスの開始・継続
	4 サービス実施計画の策定

（2）内容評価

内容評価では、サービスの種別ごとに、各福祉施設・事業所の種別等の特性や専門性を踏まえて福祉サービスの状況の評価します。食事や健康管理など具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護関係施設については、全国共通の認証を受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のウェブサイトをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価のしくみは？



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	
所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
電話番号	022-290-1210
ウェブサイト	http://www.miyagi-sfk.net/
評価対象	保育所，社会的養護施設（児童養護施設，乳児院，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，母子生活支援施設）

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見1丁目19番6号201号室
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設（児童養護施設，乳児院，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，母子生活支援施設），障害者・児施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，特別養護老人ホーム，高齢者通所介護，高齢者訪問介護

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会	
所在地	仙台市宮城野区榴岡4丁目2番8号テルウェル仙台ビル2階
電話番号	022-293-8158
ウェブサイト	http://www.ichimannin.com
評価対象	保育所，社会的養護施設（児童養護施設，乳児院，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，母子生活支援施設），障害者・児施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，特別養護老人ホーム，高齢者通所介護，高齢者訪問介護

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木1丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	http://www.kaigonet-miyagi.jp/
評価対象	保育所，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，特別養護老人ホーム，高齢者通所介護

※評価機関ごとに、サービスの種別や利用人数に応じて評価料金を設定しています。

詳しくは、各評価機関のウェブサイトをご覧ください。

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

（１）組織内の効果

- 自らの提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取組の具体的な目標設定が可能となります。
- 福祉サービス第三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲の醸成、諸課題の共有化が促進されます。

（２）対外的な効果

- 福祉サービス第三者評価を受審することにより、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られます。
- 受審していない他の施設に対し、福祉サービス第三者評価を受審する動機付けができるなど、好影響が期待できます。

福祉サービス第三者評価を積極的に
受審いただきますようお願いします

宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

ファクシミリ：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ウェブサイトに掲載しています。

「宮城県 福祉サービス第三者評価」でご検索ください。